

## 第1ワーキンググループ審議結果報告書（案）

平成 24 年 8 月 27 日

## 1 審議方法等

(1) 「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」（平成 24 年 6 月 14 日基本計画部会決定）を踏まえつつ、重点的な審議課題を中心に審議した。第1ワーキンググループ（以下「WG」という）の重点的な審議課題は以下のとおりである。

- ①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- ②ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ③中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題
  - i) 経済統計の整理・再編
  - ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備
  - iii) 経済活動における生産性の計測

(2) なお、「平成 23 年度 統計法施行状況報告」には、項目ごとに担当府省の自己評価が付されているが、当該評価の結果が「実施済」又は「実施困難」とされたものを中心にその妥当性について精査した。

(3) また、「③中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題」のうち、「ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備」及び「iii) 経済活動における生産性の計測」に関し、外部の学識経験者へのヒアリングを実施した。

## 2 審議スケジュール

審議スケジュールは以下のとおりである。

(表2-1) 審議スケジュール等

回	日時	議事	出席委員
1	6月29日(金) 15:30~18:11	(1) 第1ワーキンググループの具体的な審議方法等について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i)グローバル化の進展に対応した統計の整備【財務省、経済産業省】 ※外部有識者ヒアリング(「第2のアンバンドリング」と統計:木村福成(慶応義塾大学経済学部教授)) ②国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【内閣府等】	<u>深尾委員(座長)</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u>
2	7月4日(水) 12:55~14:59	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i)経済統計の整理・再編【総務省、経済産業省】 ii)経済活動における生産性の計測【内閣府】 ※外部有識者ヒアリング(生産性向上とその源泉の把握:長岡貞男(一橋大学イノベーション研究センター教授)) ②その他(将来の基幹統計化等)【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等】	<u>深尾委員(座長)</u> <u>川本委員</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u> <u>廣松委員</u>
3	8月13日(月) 12:59~15:55	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化(補足)【内閣府等】 ②ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用【総務省等】 ③その他(環境統計の段階的整備、観光統計の整備等)【環境省、資源エネルギー庁、観光庁、総務省】 (2) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて①	<u>深尾委員(座長)</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u> <u>廣松委員</u>
4	8月27日(月) 15:00~17:00	(1) 第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて②	

(注)「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第1ワーキンググループのコアメンバー。

### 3 審議結果

#### (1) 重点的な審議課題

#### ア 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【内閣府等】

##### (ア) 施策の進捗状況報告等

- 基本計画別表に掲げられている関係する課題は 45 項目である。このうち、41 項目については、「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」（平成 23 年 3 月 31 日内閣府経済社会総合研究所。以下「基本的考え方」という）及びそこに掲げる「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」（以下「工程表」という）等に沿って、内閣府が関係府省の協力を得ながら施策を実施している。担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-1 のとおりである。

表 3-(1)-1 国民経済計算関係の自己評価の状況

	実施済	実施予定①	実施予定②	実施困難	検討中	継続実施	合計
工程表関係	23<7>	(2)0	0	1	(5) 15	2	(7)41
その他	2<1>	1	0	0	(1) 1	0	(1) 4
合計	25<8>	(2)1	0	1	(6) 16	2	(8)45

- (注) 1. 「実施済」の欄の<>数は一部実施済のもので内数。  
 2. 「実施済」以外の欄（ ）数は一部該当するもので外数。  
 3. 工程表の整理番号【5】（○自社開発ソフトウェア、○育成資産）は、施行状況報告では、2項目とカウントされているため、そのベースで整理すると以下ようになる（※の欄が変わるところ）。

	実施済	実施予定①	実施予定②	実施困難	検討中	継続実施	合計
工程表関係	※24<7>	(2)0	0	1	(5) 15	2	※(7)42
その他	2<1>	1	0	0	(1) 1	0	(1) 4
合計	※26<8>	(2)1	0	1	(6) 16	2	※(8)46

#### (参考) 工程表について

工程表は、国民経済計算関係の 41 の項目を相互に関連する一定のまとまり（課題群）に分類・整理したうえで、各々の具体的な検討スケジュールを明示している。課題群の内訳は以下に掲げるとおりである（課題群ごとの平成 23 年度の対応状況については別紙 1 参照）。

#### 【工程表の課題群】

- （新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に）直接的に関係する課題群
  - A) コモ法、デフレーター等の現行推計の見直し
  - B) 経済センサスー活動調査に適合した年次推計の確立
  - C) 三面推計の実現による精度向上
  - D) 供給・使用表の導入による精度向上
  - E) 93SNA の未対応事項や、2008SNA への対応

● 検討結果が間接的に反映される課題群

- a) 情報システムの改善
- b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等
- c) 四半期推計の諸課題
- d) 一次統計等との連携
- e) 財政統計の整備
- f) ストック統計の整備

○ また、基本的考え方には、国民経済計算における一次統計等（基礎統計）の課題が包括的に整理されているが、第 1 回会合において、これらの課題に関する今後の進め方が報告されている（表 3-(1)-2 参照）。

○ なお、工程表の課題群の一つである 2008SNA への対応のうち、特に GDP に大きな影響を与える項目や主要先進国が導入を図ろうとしている項目については、我が国の SNA の国際比較可能性を確保する観点からも、早期に導入を図っていくことが極めて重要であると内閣府は認識しており、優先順位を高めて検討している。作業の手順については、実推計作業に約 2 年を要することから、2014 年度を目途に統計委員会に諮問することも視野に入れて検討を進めている。

表 3-(1)-2 SNA 推計上の基礎統計の課題及び今後の進め方

	アジェンダ	SNA 推計上の基礎統計の課題	今後の進め方
①	より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備	「第三次産業の業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題	サービス産業動向調査を所管する総務省に「営業費用等の把握」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
②	流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備	基礎統計において品目分類の細分化がなされることが SNA 推計上の課題。 (当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある)	商業動態統計を所管する経済産業省に「調査品目の細分化」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
③	コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備	「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題。 (しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況)	産業連関表で今回初めて実施される産出先調査の動向も注視して、SNA の観点から見た商品分類の在り方も含めて検討を行っていく。
④	個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備	個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題。	個人企業経済調査を所管する総務省に「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。

⑤	企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方	アメリカで用いられているコンバータがSNA統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の交換手法を開発することが課題。 (基礎統計の課題より、むしろSNA推計手法の課題)	我が国のSNA統計として利用できるコンバータの構築に向けた検討を引き続き実施していく
⑥	労働生産性及び全要素生産性指標の整備	個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題。 (しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難。)	基礎統計による「仕事ベース」の労働時間の捕捉は困難であるため、労働時間のSNA推計の改善に向けた検討を引き続き実施していく。

## (イ) 施策の進捗状況等に対する評価

### ① 施策全般

- 平成 17 年基準改定において、FISIM の本系列への移行や 93SNA に準拠(一部は 08SNA にも準拠)して公的部門分類の改定をするなど、概ね工程表に沿った措置が講じられているものと評価できる
- また、基礎統計(一次統計等)の課題について、今後の進め方を明らかにしたことも評価できる。
- 一方で、例えば、基礎統計の関係では、平成 28 年に実施予定の経済センサス-活動調査を、平成 24 年 2 月の調査の経験を踏まえつつ、適切な時期に実施し、それに合わせた SNA の年次推計方法を確立するという課題がみられる(なお、経済センサス-活動調査は、他の事項(経済統計の整理・再編等)の検討においても重要な役割を果たすものであり、その動向を注視する必要がある)。また、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成のように、基礎統計の制約等から推計が困難となっている重要な課題も見られる。

### ② 「実施困難」と自己評価された事項

- 「実施困難」と自己評価されたものは以下に掲げる 1 項目である。

・公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく、「地方政府」分も含めた整備を検討する。【財務省、総務省、内閣府】

- 公共事業予算の執行状況に関する統計(発注側データ)については、四半期推計(QE)において利用することを想定していたが、前者は「現金主義ベース」で計上しているのに対し、後者は「発生主義ベース」で計上している。このため、四半期推計(QE)において公共事業予算の執行状

況に関する統計を利用するためには、「現金主義ベース」のデータを「発生主義ベース」に変換する必要があるが、変換に必要な情報（コンバーター）は存在しない。

- 公共事業の実績については、国土交通省が受注側データとして、「建設総合統計」を毎月公表しており、これが「発生主義ベース」であることから、内閣府としては、引き続き、この受注側データでQE推計を実施することが適切であると考えており、公共事業予算の執行状況に関する統計を利用することは考えていない。
- 以上のとおり、本件（公共事業予算の執行状況に関する統計）については、そもそも内閣府が利用できる形（発生主義ベース）のデータではないことから、「実施困難」ということで処理をしても、特段の問題は生じないと評価する。

### ③「実施済」と自己評価された事項について

- 「実施済」（実施済（一部）を含む）と自己評価されたものは25（26）項目<sup>（注）</sup>である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは15（16）項目である（該当するもののリストは別紙2参照）。なお、それ以外の項目の中には、以下に掲げる事例のように、さらに講ずべき措置があると考えられるものがみられた。

（注）施行状況報告ベースでカウントすると（ ）内の数となる。

#### <事例1>

- ・前掲の表3-(1)-2の「アジェンダ」の欄に掲げる6つの事項は、基本計画別表の「ウ 年次推計に関する諸課題」の中に掲げられているもの（工程表の整理番号【17】の項目）でもあるが、内閣府はこれらに関する課題などについて具体的な結論を得ることをもって「実施済」と自己評価している。
- ・このような事例については、設定された課題の趣旨にもよるものの、基本的には課題の具体化にとどまらず、課題を解決するための取組も重要であると考えられるため、引き続き、そのための措置を講ずる必要があると考えられる。なお、内閣府は、「今後の進め方」として、課題の解決に向けた取組の方針を明らかにしており、その取組を円滑・確実に進めるためには関係府省の協力が不可欠である。

#### <事例2>

- ・長期時系列計数の提供等について、内閣府は平成17年基準改定時（平成23年12月～24年1月）に、支出系列（QE公表系列）については

平成 6 年に、他の系列については平成 13 年に遡って改定を実施している。

- ・平成 17 年基準改定については、多くの統計利用者が遡及の範囲の拡張を要望しており、より長期の遡及改定を早期に実施する必要があると考えられる。また、経済活動分類の 2005 年における断層への対応、固定資本推計のより長期の遡及などについても課題として残っている。

#### (ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果を踏まえ、「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」に関し内閣総理大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

- (i) 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計の課題への対応促進のため、当該府省等との連携を強化する。
- (ii) 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

- これを受けて、内閣府は、上記の基本的考え方を定め、第Ⅱ期基本計画の期間も視野に入れた中長期的な工程表を策定するとともに、責任体制の明確なプロジェクトチームを編成し、工程表に掲げる施策を推進している。
- 内閣府は、第Ⅰ期基本計画期間内（平成 21 年度～25 年度）に実施する予定の施策については、引き続き、2008SNA への対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、第Ⅱ期基本計画期間内（平成 26 年度～30 年度）に実施する予定の施策については、第Ⅰ期の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。
- また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。

## イ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

【総務省等】

### （ア）施策の進捗状況報告等

○「事業所母集団データベースの整備方針」（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定。以下「整備方針」という）に基づき、以下に掲げる取組を実施した。

- ・ビジネスレジスターシステムの基本的な開発
- ・労働保険情報の受領・試験照会の実施
- ・運用管理規程（案）を作成し各府省合意
- ・当面記録する 21 統計調査、労働保険情報及び EDINET 情報の照合を実施

○担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-3 のとおり。

表 3-(1)-3 ビジネスレジスター関係の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4	5	0	0	1	0	10

### （イ）施策の進捗状況等に対する評価

#### ①施策全般

○整備方針に基づき、関係府省の協力を得ながら、計画的に作業を進めている点については評価できる。

○また、より正確な母集団情報を整備するための措置として、商業・法人登記や労働保険などの行政記録情報を活用しているが、行政記録情報を効果的に活用しているものとして評価できる。

#### ②「実施済」と自己評価された課題

○「実施済」と自己評価されたものは 4 項目である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは 2 項目である（該当するもののリストは別紙 2 参照）。

### （ウ）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に基づき、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築と利活用」に関し総務大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。



総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

○ これを受けて、総務省は、上記の整備方針を総務大臣決定し、各府省に通知した。

○ 総務省は、平成 25 年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。

①より正確な母集団情報の整備

・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。

②各統計調査における共通事業所・企業コードの保持

・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。  
・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。

③ビジネスレジスター統計の作成・充実

・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。

ウ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題

i) 経済統計の整理・再編【総務省、経済産業省】

サービス活動に関する統計の整備

(ア) 施策の進捗状況報告等

○ サービス産業動向調査は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針

2006」(平成18年7月7日閣議決定)等の政府決定を踏まえ、平成20年7月から調査を開始し、平成21年12月から調査結果を公表している。

- サービス産業動向調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を概括的に把握する月次又は年次の統計として位置づけられる。
- 基本計画では「調査開始(平成20年7月から)以降3年程度かけて、調査方法の検討、欠測値補完方法等の検討を行った上で基幹統計化について結論を得る。」とされており、これを受けて総務省(統計局)は調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、以下のような見直しを行い、基幹統計化については見直し後の調査の状況を踏まえて判断している。

#### <主な見直し内容>

- ・ 市場動向や地域の状況を的確に把握するため、調査事項は、月次調査として「需要の動向」を、年次調査として「都道府県別事業活動別年間売上高」等を追加する。
- ・ 大企業の負担の軽減や企業全体をまとめて対象とすることで精度向上を図るため、調査単位を事業所のみから事業所及び企業とする。
- ・ 統計の充実を図りつつ効率性に配慮し、調査方法について調査員調査を止め、郵送調査を基本とし、必要に応じ直接回収する。
- ・ 地域の状況把握の精度を確保するため、年1回調査客体数を増加させた調査を行う。

#### (イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- サービス産業動向調査について、基本計画に沿って欠測値等の補完方法の検討を行ったこと、また、動態統計としての精度向上のための取組及び年次統計作成のための月次調査の拡大等が行われている点については評価できる。
- しかし、基幹統計化するにあたっては今後、サービス活動の構造面の把握、当調査の結果の迅速性、利活用等に配慮することが不可欠であると思われる。
- また、本調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握し、QEなどの各種経済指標の推計精度の向上に資することを目的として、平成20年から調査を実施し、既に2年間程度の結果が蓄積されていることから、総務省(統計局)は、内閣府の具体的なニーズ等の提案を受けて、QE推計に使用可能とするための検討に着手する必要がある。
- なお、当調査と類似する調査として、特定サービス産業動態統計調査及び特定サービス産業実態調査があり、これら調査の調査対象の重複等については、サービス産業動向調査を中心に、データの移送等及び調査対象の

重複排除措置等の対応が図られており、現時点で特段の問題は生じていないことからおおむね評価できる。

#### (ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当たっては、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向で更に検討すべきか、第3次産業活動指数等への利用をも考慮して迅速性をどう確保していくかなど積極的に検討を進めていく必要がある。
- また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されていることを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービス産業動態統計調査等との関係整理が必要である。関係整理に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。

### 企業活動に関する統計の整備

#### (ア) 施策の進捗状況報告等

- 総務省（情報通信国際戦略局）は、経済産業省と連携して、「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査の調査事項を一部取り入れることなどによって同調査と連携し、経済産業省との新たな共管調査である「情報通信業基本調査」として、平成22年度から実施している。
- 企業活動基本統計（仮称）の下、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについては、現時点では進展は見られず、引き続き検討がされている。

#### (イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 情報通信業基本調査と経済産業省企業活動基本調査については、情報通信業に属する企業に共通する調査事項と業種に応じた固有事項の設定等により、調査の一元化に向けた一つの成果が達成されており、この点では「実施済（一部）」との判断は妥当である。
- しかし、企業活動基本統計（仮称）の下、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについて進展しないのは、前者はいわゆる大企業を中心とした調査、後者は大企業に限らず中小企業を含めた調査となっていること等に起因している。

#### (ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 今後、経済活動を把握する際には、把握単位としての企業が重要な役割を果たすこととなると思われることから、関係府省は、平成25年中頃に

公表が予定される平成 24 年経済センサス一活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を中心に、既存の統計調査の再編・整理により、サービス産業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検討することが望ましい。また、企業グループに関する視点も重要である。

- なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。

(参考 1) サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況は表 3-(1)-4 のとおりである。「実施済（実施済（一部）を含む）」は 4 事項であり、このうち特段の問題が認められず妥当と判断するものは 1 項目である（該当するもののリストは別紙 2 参照）。

表 3-(1)-4 サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4<2>	0	1	0	(2)2	0	7

(注) 「実施済」欄の<>数は一部実施済のもので内数。「検討中」の欄の( )数は、一部検討中のもので外数。

(参考 2) サービス活動に関しては、その生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究の結果がとりまとめられている（第 3 回会合の資料 5 参照）。なお、今後のサービスの質の計測に関する研究を促進するため、総務省(政策統括官)は諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討・研究状況の把握に努め、定期的に関係機関等に情報提供する必要がある。

## ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備（事業所・企業）【財務省、経済産業省】

### 貿易統計関係【財務省】

#### (ア) 施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価

- 貿易統計関係の項目（ポイント）は以下のとおりである。
  - ・ 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成
  - ・ 輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工等）を貿易統計に反映
  - ・ 貿易統計の基幹統計化

○担当府省である財務省は、いずれについても「実施困難」と自己評価しているが、これについて精査した結果は表 3-(1)-5 のとおりである。

表 3-(1)-5 貿易統計関係の施策の精査結果

	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況 (ポイント)	第 1 WG の精査結果 (ポイント)
と 関 連 付 け た 新 た な 統 計 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経済センサスー基礎調査に基づく企業の母集団情報については、提供時期を近々に見込む事が出来ないことから、本検討への活用は当面困難な状況。</li> <li>➤ 輸出入行動を企業特性と関連付けて資料を作成する場合、個別取引の情報が特定・類推され、企業の個別情報の漏洩や企業活動にマイナスの影響が及ぶ恐れがある。</li> <li>➤ 個別企業毎の申告情報を分類し、他の統計調査との突合作業を行うためには、現行の貿易統計システムのプログラム変更等に係る予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応は困難な状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビジネスレジスターは平成 25 年 1 月より正式運用開始となっていることから、その後であれば検討可能。</li> <li>● 貿易統計に限らず、公的統計の作成に当たっては、個別企業の情報が漏えいしないよう、集計表の個々のセルの企業数を 3 以上にするなどの秘匿措置を講じている。</li> <li>● 輸出入行動を新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの節減になるのではないか。</li> </ul>
に の 情 報 （ 委 託 加 工 等 ） を 貿 易 統 計 に 反 映	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「貿易統計の改善に向けたアンケート」H22.2.15～H22.3.31 実施）などからは委託加工等に関する情報についてはニーズを確認できていない。</li> <li>➤ 公表に当たり、貿易統計システムのプログラム変更等にかかる予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応に係る緊急性は高くないことから、当該情報の貿易統計への反映は時期尚早との結論を得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2008SNA では委託加工の推計が求められている。</li> <li>● 委託加工等を新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの節減になるのではないか。</li> </ul>
貿 易 統 計 の 基 幹 統 計 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 貿易統計は国際条約等に定められた計上方法に基づき作成されていること等から基幹統計化に馴染むものではない。</li> <li>➤ 統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについては、申告手続きが煩雑になる恐れがあり、輸出入申告者等からの理解を得ることが困難である。現時点における基幹統計化は時期尚早。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際条約等に定められた計上方法に基づき作成される統計の中には、農林業センサスのように、基幹統計となっているものがある。</li> <li>● 申告者負担に配慮する必要があることについては理解。</li> </ul>

(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題（企業の個別情報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等）について具体的に検討する必要がある。

**その他（海外事業活動基本調査関係【経済産業省】）**

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 現行の基本計画においては、本文中に「海外現地法人の事業活動をより正確に把握する<sup>(注)</sup>ため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る」と記述されているのみで、別表における記載はない。

(注) 海外現地法人に関する代表的な統計調査として「海外事業活動基本調査」（一般統計調査）がある。

- 経済産業省においては、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図るため、以下の取組を実施している。

**【毎年】**

①海外子会社、関連会社の所有状況について調査している「経済産業省企業活動基本調査」の結果により、海外現地法人を保有する国内企業を捕捉。

②民間情報（海外進出企業総覧（東洋経済新報社）など）による捕捉。

**【5年毎】**

経済センサス基礎調査（及び前身の「事業所・企業統計調査」）による海外現地法人の捕捉。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 経済センサス基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点については評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である。

**iii) 経済活動における生産性の計測【内閣府】**

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などは、基本計画に従って検討を行っている。ただし、労働生産性については、個人事業主等についての仕事ベースの労働時間を捕捉することが統計上もまた概念上も困難な状態にある。

### (イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などについては、一定の検討が行われており、評価できる。

### (ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 経済活動のパフォーマンスを分析する上で、生産性は最も重要な指標の1つである。労働生産性及び全要素生産性（関連で資本サービス）は2008SNAでも記載されたテーマでもあることから、これまで検討してきた課題について、引き続き、実施可能性も含めて検討を進める必要がある。

## (2) その他の審議課題

### ア 環境統計【環境省、資源エネルギー庁等】

#### (ア) 施策の進捗状況報告等

- 気候変動に関する科学的分析、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、総合エネルギー統計の公表の早期化、エネルギー消費統計調査の基幹統計化、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備等に取り組んでいる。自己評価の状況は表3-(2)-1のとおりである。

表3-(2)-1「環境統計」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
3<1>	0	1	0	4	1	9

(注)「実施済」の欄の<>数は、一部実施済のもので内数。

### (イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 「実施済」（一部実施済のものを含む）と自己評価された3項目のうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは1項目である（該当するもののリストは別紙2参照）。
- 上記以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。

### イ 観光統計【観光庁】

#### (ア) 施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価

- 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、地方公共団体が採用可能な共通基準の策定等に取り組んでいる。自己評価の状況は表3-(2)-2のとおりである。「実施済」と自己評価されたものは3項目であり、いずれも特段の問題はみられず妥当なものと評価できる。

表 3-(2)-2 「観光統計」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
3	0	1	0	0	0	4

ウ その他（将来の基幹統計化について検討する統計等）

（ア）施策の進捗状況報告等

①統合（共管）に向けて検討する基幹統計【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- ・薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査【**実施予定①**】

②基幹統計から除外する統計【経済産業省】

- ・埋蔵鉱量統計【**実施予定①**】

③新たに基幹統計として整備する統計【産業連関表（基本表）作成府省庁、経済産業省】

- ・産業連関表（基本表）（加）【**実施済**】<sup>（注）</sup>
- ・鉱工業指数（加）【**実施済**】

（注）（加）は加工統計を指す。

④将来の基幹統計化について検討する統計【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- ・食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査【**検討中**】
- ・第3次産業活動指数（加）【**検討中**】
- ・産業連関表（延長表）（加）【**検討中**】
- ・法人建物調査【**実施予定①**】<sup>（注）</sup>

（注）法人土地基本統計（基幹統計）に統合する方向で検討が進められている。

表 3-(2)-3 「その他」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
2	3	0	0	3	0	8

（イ）施策の進捗状況等に対する評価

- 「実施済」と自己評価された2項目については、いずれも基幹統計とするための手続きが完了していることから、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。また、「実施済」以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。



#### 4 添付資料

(別紙1) 第1回会合資料5-3 (SNA関係 (内閣府説明資料))

(別紙2) 平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価 第1ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋)

(参考1) 第1ワーキンググループの重点的な審議課題

(参考2) 議事概要 (第1回~第4回)

(参考3) 木村福成教授プレゼン資料 (経済のグローバル化関係)

(参考4) 長岡貞男教授プレゼン資料 (生産性関係)

